

羅 白 町 水 防 計 画

平成 22 年 12 月
羅白町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 水防責任の大綱	1
第2章 水防組織.....	3
第1節 羅臼町の組織.....	3
第2節 隣接町水防管理団体、警察署及び自衛隊との協力応援	5
第3章 重要水防区域の指定.....	6
第1節 重要水防区域の指定	6
第2節 水防施設等.....	10
第4章 通信連絡.....	12
第1節 町の通信施設	12
第2節 公衆通信施設等	12
第4節 気象等通信計画	13
第5章 水防活動.....	16
第1節 水防非常配備体制.....	16
第2節 監視及び警戒	17
第3節 警戒区域	19
第4節 水防作業及び工法.....	19
第5節 避難及び立ち退き.....	19
第6節 非常輸送	20
第7節 決壊通報	20
第8節 水防標識及び立入検査証.....	21
第6章 公用負担及び公務災害補償	22
第1節 公用負担	22
第2節 公務災害補償.....	23
第7章 水防報告.....	24
第8章 水防訓練.....	25

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である羅臼町が、同法第32条の規定に基づき、羅臼町の地域にかかる河川、湖沼の洪水その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防責任の大綱

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1. 水防管理団体（羅臼町）責任

水防管理団体（羅臼町）は、法第3条の規定により、羅臼町区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2. 根室北部消防事務組合

法及びこれに基づく水防計画の定めるところに従い、消防機関の出動等、水災時の応急対策を実施すること。

3. 釧路地方気象台

水防活動気象注意報及び水防活動用気象警報を発表すること。

4. 北海道

(1) 根室振興局

ア 根室振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

イ 根室振興局長は、法第16条第3項の規定により、水防警報を水防管理者に通知すること。

ウ 釧路地方気象台が気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め、発表する気象警報等を水防管理者に通知すること。

- エ 根室振興局は洪水のおそれがあると認め、釧路開発建設部が釧路地方気象台と共同して発表する通知を水防管理者に通知すること。
- (2) 釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所
- ア 道の所管する雨量・水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。
- イ 洪水等の危険が切迫した場合において、水災を防御させ、又は被害を軽減させる助言、勧告をすること。

5. 中標津警察署

- (1) 水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用予警報の伝達について協力を行うこと。
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと。
- (3) 水防時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締を行うこと。

6. 居住者等の水防義務

法第24条の規定に基づき、羅臼町の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに協力しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 羅臼町の組織

1 町の組織

(1) 町は、洪水、その他による水災の発生、又は発生するおそれのあるときは羅臼町災害対策本部条例（昭和38年羅臼町条例第22号）の定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとする。

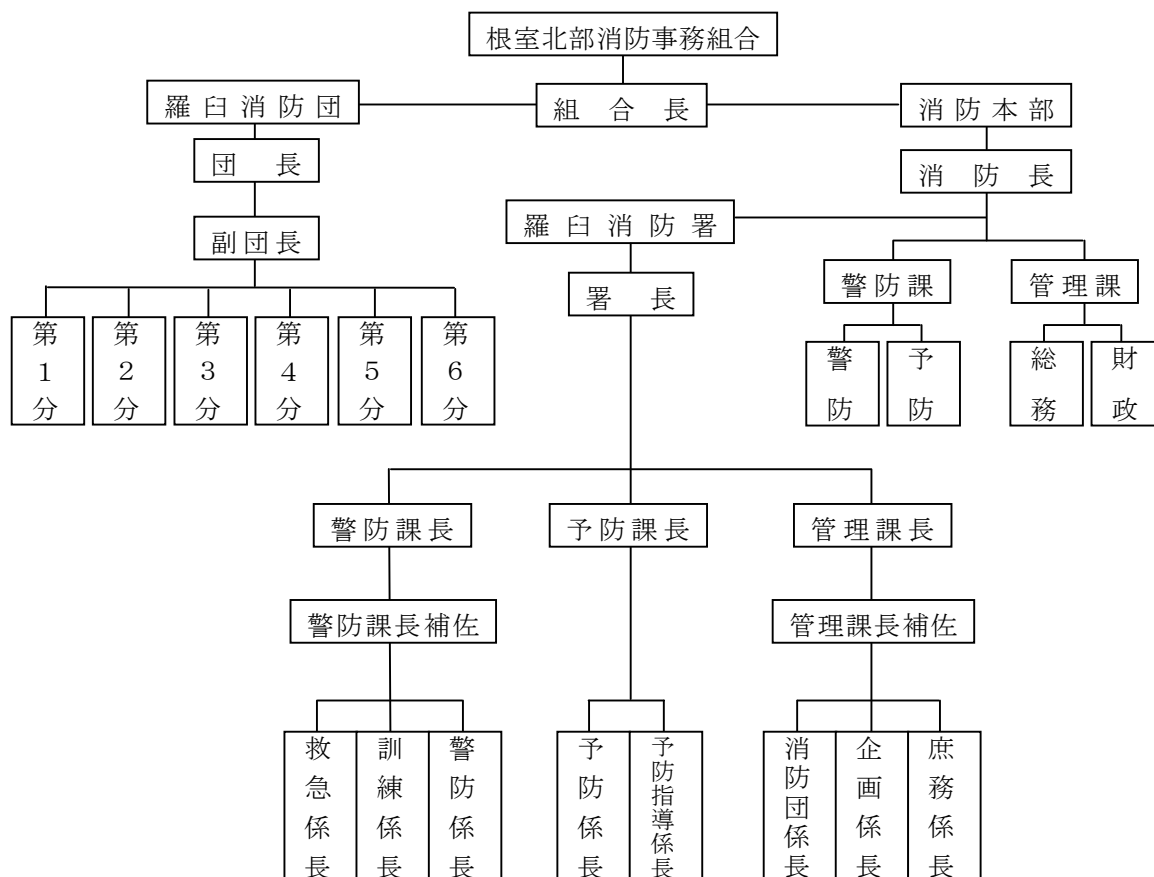
なお、水防本部の組織は、別表1のとおりである。また、水防本部の所掌事務は、町地域防災計画災害対策本部の業務分担を準用する。

(2) 町に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防に関する事務は災害対策本部において行うものとする。

(3) 状況等により水防本部設置に至らない段階での水防に関する事務は、町地域防災計画に定める「第2非常配備（連絡本部設置）」体制によりこれを行うものとする。

2 消防機関の組織

消防機関の組織は、次のとおりとする。

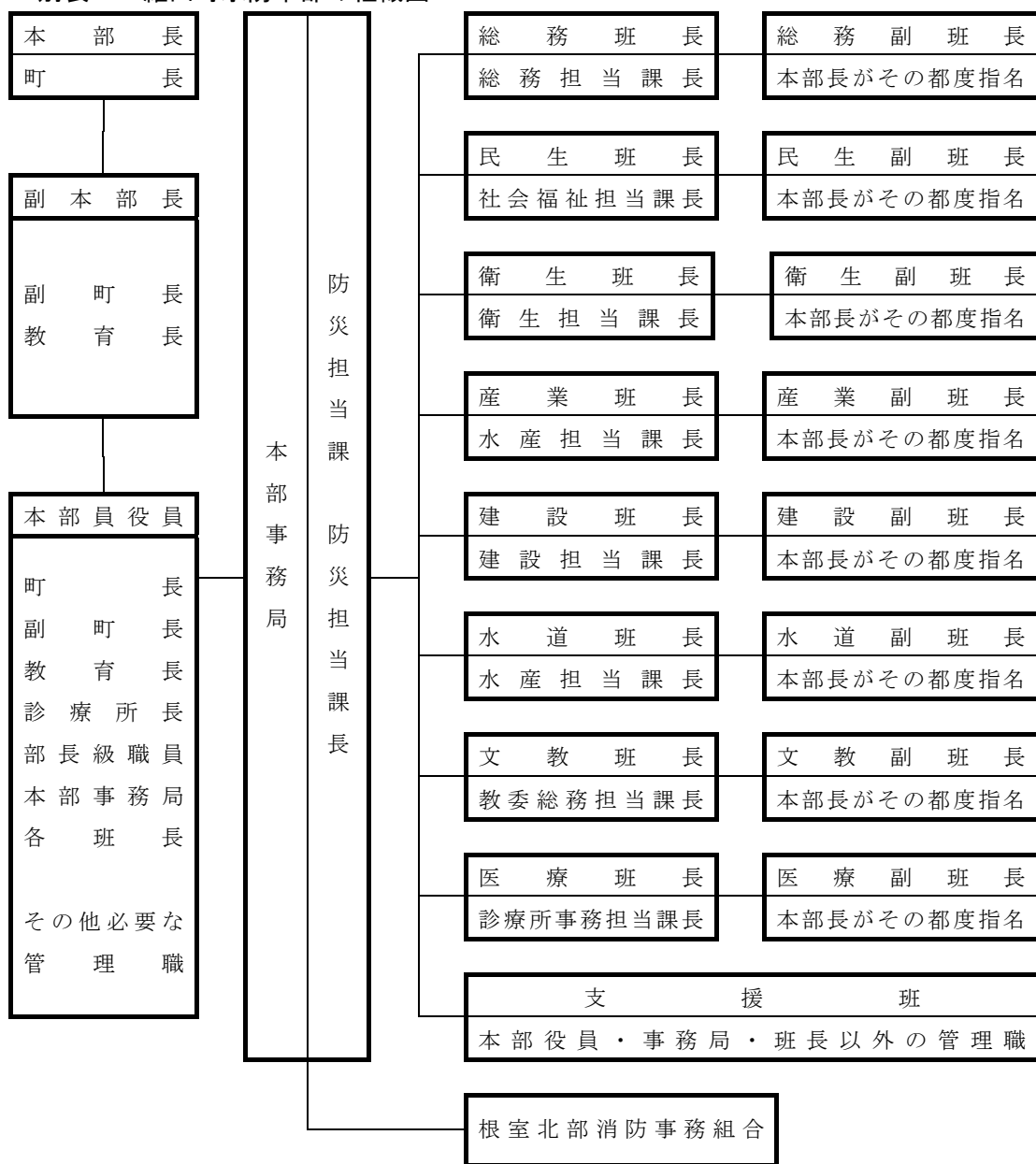


3 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域以外であっても消防機関の長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動に当るものとする。

地区名	河川名	消 防 機 関
峯浜町	陸志別川（左岸）	羅臼消防署及び羅臼消防団第6分団
春日町	春刈古川（右岸）	羅臼消防署及び羅臼消防団第3分団
麻布町	精神川（左岸）	羅臼消防署及び羅臼消防団第3分団
富士見町	羅臼川（右岸）	羅臼消防署及び羅臼消防団第1分団

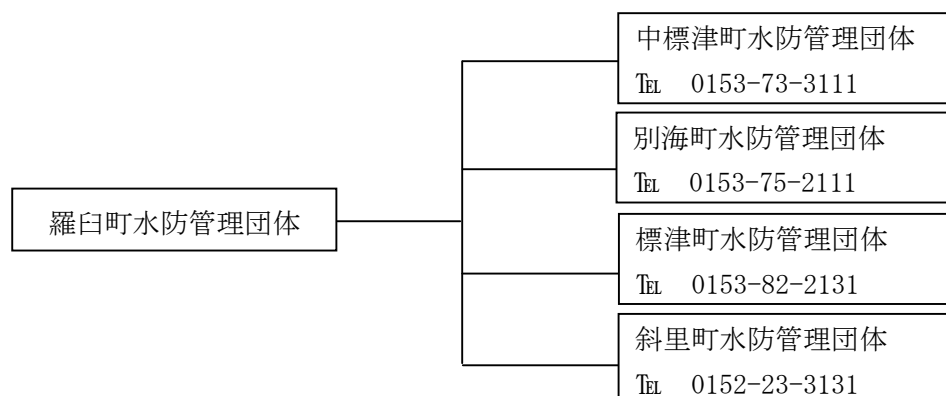
別表1 羅臼町水防本部の組織図



第2節 隣接町水防管理団体、警察署及び自衛隊との協力応援

1 隣接町水防管理団体との協力応援

法第23条の規定に基づく隣接町水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。



2 警察署との協力応援

警察に対し、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 警察通信施設の使用 | 法第27条第2項 |
| (2) 警戒区域の監視 | 法第21条第2項 |
| (3) 警察官の出動 | 法第22条 |
| (4) 避難、立ち退きの場合における措置 | 法第29条 |

3 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請の要求は、「羅臼町地域防災計画」第5章第28節に基づき根室振興局長に対して要請の要求を行う。

第3章 重要水防区域の指定

第1節 重要水防区域の指定

本町の区域内の重要水防区域は、次のとおりである。

(1) 水防警報をする河川で特に警戒を必要とする区域

平成21年3月31日現在

番号	危険区域						予想される被害				整備計画	
	地域	水系	河川名	流心距離 km	危険区域 延長m	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施 機関	概要
1	峯浜町	陸志別川	普通 陸志別川	河口から 0.6	左岸 600	溢水	24	植別小中学校 1 峯浜福祉館 1	国道 335号		羅臼町	砂防ダム 上流3基完成
2	春日町	春刈古丹川	2級 春刈古丹 川	河口から 0.3	右岸 300	溢水	6		国道 335号		北海道 建設部	
3	麻布町	精神川	普通 精神川	河口から 0.1	左岸 100	溢水	8				羅臼町	
4	富士見町	羅臼川	2級 羅臼川	河口から 0.0	左岸 700	溢水					北海道 建設部	砂防 堰堤改良(魚道) H20～H24

(2) 高波、高潮、津波等により災害が予測され、警戒を要する区域

平成21年3月31日現在

番号	危険区域				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長m	指定済延長m	海岸保全施設のある区域延長m	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
1	知床岬	5,600			高波 高潮 津波	17			干場 3.4ha							羅臼町	計画検討中
2	滝ノ下	4,891			高波 高潮 津波	13			干場 2.6ha							羅臼町	計画検討中
3	船泊	2,586			高波 高潮 津波	6			干場 1.2ha							羅臼町	計画検討中
4	化石浜	4,078			高波 高潮 津波	9			干場 2ha							羅臼町	計画検討中
5	崩浜	3,938	2,944	610	高波 高潮 津波	32			干場 8ha	北海道	海岸法	H元. 12. 21	1927		○	北海道 (建設部)	計画検討中
6	相泊漁港	590		46	高波 高潮 津波	4				北海道	漁港法	S48. 1. 18	1896	○		北海道 (水産林務部)	計画検討中
7	相泊	868	868	820	高波 高潮 津波	13			干場 1.2ha	北海道	海岸法	H6. 7. 1	1002	○		北海道 (水産林務部)	計画検討中
8	瀬石	1,597	1,597	890	高波 高潮 津波	20			干場 1.5ha	北海道	海岸法	S47. 1. 18	178	○		北海道 (建設部)	計画検討中
9	トッカリムイ	3,000		30	高波 高潮 津波	26			干場 3ha							羅臼町	計画検討中

番号	危険区域					予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長 m	指定済延長m	海岸保全施設のある区域延長m	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険区域との関連		実 施 機 関	概 要
														全部	一部		
10	昆布浜	2,760	2,760	772	高波 高潮 津波	17				北海道	海岸法	S55.12.27	3099	○		北海道 (建設部)	計画検討中
11	北 浜	4,497	4,497	1,120	高波 高潮 津波	30			干場 4.3ha	北海道	海岸法	S47. 1.18	178	○		北海道 (建設部)	計画検討中
12	岬 町	4,686	4,686	3,200	高波 高潮 津波	40			干場 4.3ha 加工場1	北海道	海岸法	S47.1.18	178	○		北海道 (建設部)	計画検討中
13	海岸町	4,874	4,874	3,415	高波 高潮 津波	31			干場 6.2ha 加工場1	北海道	海岸法	S47.1.18	178	○		北海道 (建設部)	計画検討中
14	共栄町	2,066	2,066	1,510	高波 高潮 津波	15			干場 2ha 採苗所1	北海道	海岸法	S47.1.18	178	○		北海道 (建設部)	実施中
15	本 町	1,726	1,726	823	高波 高潮 津波	41				北海道	海岸法	S40.4.19	739	○		北海道 (水産林務部)	計画検討中
16	礼文町	2,174	2,174	1,720	高波 高潮 津波	34			干場 2ha 加工場1	北海道	海岸法	H11.11.26	1956	○		北海道 (建設部)	実施中
17	松法町	708	708	50	高波 高潮 津波	4			干場 0.4ha	北海道	海岸法	H11.11.26	1956	○		北海道 (建設部)	計画検討中
18	知昭町	606	533	584	高波 高潮 津波	36			干場 1.4ha 加工場1	北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 (建設部)	実施中

番号	危険区域					予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長 m	指定済延長 m	海岸保全施設のある区域延長 m	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
19	八木浜町	974	901	660	高波 高潮 津波	50			干場 2.4ha 加工場2	北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 (建設部)	計画検討中
20	麻布町	582	582	560	高波 高潮 津波	41			干場 2ha 加工場2	北海道	海岸法	S36.5.30	1228	○		北海道 (建設部)	計画検討中
21	春日町	5,475	5,320	2,518	高波 高潮 津波	61			干場 3.3ha 加工場2	北海道	海岸法	S47.1.18	178		○	北海道 (建設部)	計画検討中
22	幌萌町	4,791	2,830	1,290	高波 高潮 津波	7			干場 1.8ha	北海道	海岸法	S55.12.27	3099		○	北海道 (建設部)	計画検討中
23	峯浜町	4,457	2,251	950	高波 高潮 津波	17			干場 2.2ha	北海道	海岸法	S55.12.27	3099		○	北海道 (建設部)	実施中

第2節 水防施設等

1. 水位、雨量観測所等

本町の区域内に設置された水位観測所、検潮所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、釧路開発建設部及び、釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

(1) 水位観測所（釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所）

水系名	河川名	観測所位置	水防団待機水位 m	はん濫注意水位 m	避難判断水位 m	はん濫危険水位 (計画水位) m
羅臼川	羅臼川	羅臼町栄町 公住橋	10.68	11.61	—	13.23

(2) 検潮所（釧路開発局根室港湾事務所）

住所	観測所位置	種別	潮位 (TP)
羅臼町共栄町	羅臼漁港中央埠頭	潮位	+2.728

2. 水防資機材の備蓄

水防作業の実施に伴う水防資機材の備蓄は、下記のとおりである。なお、消耗資材については町が保有するもののほか、必要に応じ発注調達するものとする。

(1) 水防倉庫・水防資器材

所管	備蓄場所	資器材名
羅臼町	羅臼町役場内	掛矢 (4丁)、スコップ (15丁)、つるはし (2丁)、なた (2丁)、懐中電灯 (30台)、特長靴 (10足)、かっぱ (20着)、水防土のう俵 (500個)、発電機 (1台)、水中ポンプ (3台)、毛布 (30枚)、ラジオ (5台)
根室北部 消防事務組合	羅臼消防署内	掛矢 (5丁)、スコップ (32丁)、つるはし (9丁)、発電機 (5丁) ロープ (巻) (6玉)、懐中電灯 (12台)、ハンマー (7丁)、シート (2枚)

(2) 水防資機材の民間調達可能状況

調 達 先	住 所	電話番号	調達できる資材

3. 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水災に備え土砂採石場を調査し、又は土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする。

第4章 通信連絡

第1節 町の通信施設

水災時における災害情報及び被害報告等の通信方法並びに災害通信系統は、「羅臼町地域防災計画」第3章第3節第1「災害情報通信計画」及び第5章第3節「災害広報計画」に定めるところによる。

第2節 公衆通信施設等

水防管理者は、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水災時の水防通信においては、町の通信施設を基本的に使用するものであるが、水防上緊急を要する場合には、法第27条第2項の規定により、公衆通信施設の優先利用又は専用通信施設の使用を求めるものとする。

第4節 気象等通信計画

1. 水防活動用気象予警報

水防管理者及び水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、釧路地方気象台及び北海道（釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所）から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

また、河川情報の収集については、独自に雨量、水位等の情報収集に努めることとする。

【水防活動用予警報の種類】

	種 類	発表機関	摘 要
気象予警報 (水防法第10条第1項及び気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第1項)	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	釧路地方気象台	水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表される。

【水防警報の種類、内容及び発表基準】

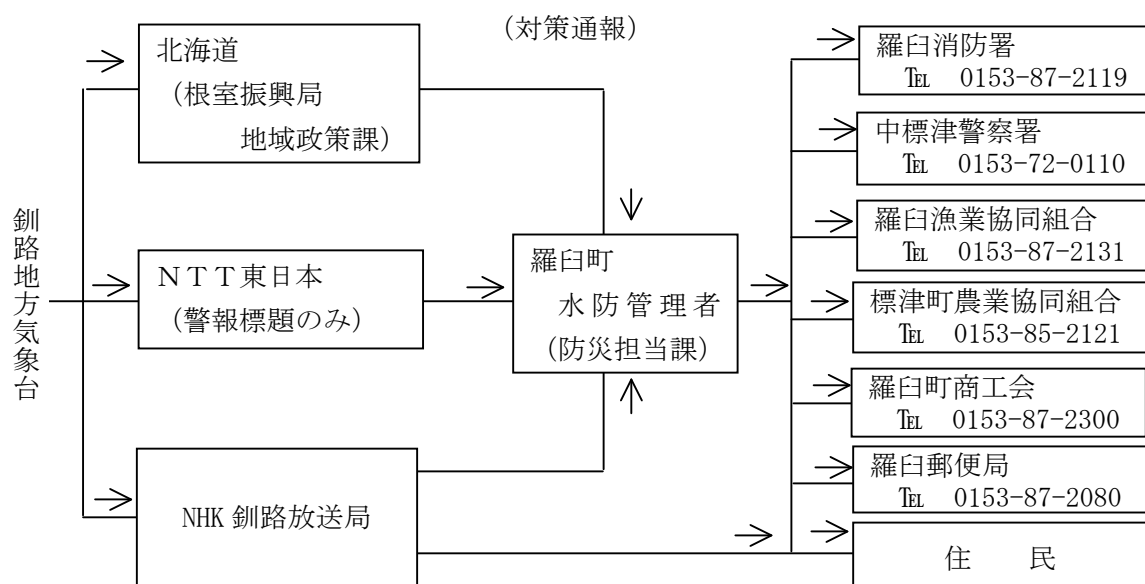
種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	河川はん濫注意報等により、または水位、流量等その他の河川状況によりはん濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防の法崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川はん濫警報等により、または、既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。

種類	内容	発表基準
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、またははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

2. 水防活動用気象予警報等の伝達

水防管理者は、水防活動用気象予警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

【水防活動用気象予警報伝達系統図】



3. 水防信号

水防信号は、法第20条の規定により知事が定めたものを用いるものとし、その信号は、次のとおりである。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒15秒 5秒15秒 5秒15秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	警戒水位に達した時、及び気象台から気象の通報を受けた時発する信号。
出動 第1信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出動 第2信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難) (立退き)	乱打	1分5秒 1分5秒 ○—休止 ○—休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる信号

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
 なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

1. 町の非常配備体制

町は、次による非常配備体制により水防業務を処理するものとする。なお、町災害対策本部が設置されたときは、羅臼町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 町の非常配備に関する基準

羅臼町地域防災計画、第2章第1節第2「応急活動体制」に準ずるものとする。

(2) 消防機関の非常配備基準

体制	参集基準	活動内容	消防職員の参集
水防第1非常体制	○大雨・洪水警報が発令された時、又は災害の発生が予想される時	○情報の収集 ○本団・各分団長に、警報発令伝達及び情報伝達(FAX) ○監視・警戒活動	○消防職員及び消防団員の一部を招集し警戒にあたる。
水防第2非常体制	○気象状況が悪化した時、又は災害が発生しこれを警戒防ぎよす必要がある時	○情報の収集 ○河川及び低地の巡視警戒活動 ○災害発生箇所の対応 ○避難勧告による避難誘導(町災害対策本部より要請) ※災害対策	○消防職員及び災害の発生した地区の消防団員を全員招集するほか、必要に応じ管轄外の消防団員を召集する。
水防第3非常体制	○災害対策本部が設置された時	○水防第2体制の活動 ○災害の規模により根室北部消防事務組合、各署へ対応要請 ○広域消防相互応援協定により応援要請 ○北海道消防防災ヘリコプター出動要請 ※災害対策	○本団及び全分団を召集する。

※災害対策：①救急・救助

②避難誘導

③堤防の決壊の防ぎよ対策(土嚢積み等)

④建物への浸水対策(消防車での浸水の汲み上げ等)

第2節 監視及び警戒

1. 常時監視

水防管理者は、巡視担当を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視担当は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、当該河川等の管理者に連絡し必要な処置を求めるものとする。地区別巡視担当は、次のとおりとする。

(1) 水防区域

対象番号	監視区域	監視担当部課
	陸志別川 左岸	羅臼消防署
	春刈古川 右岸	羅臼消防署
	精神川 左岸	羅臼消防署
	羅臼川 右岸	羅臼消防署

(2) 高波、高潮、津波等危険区域

対象番号	監視区域	監視担当部課
	知床岬	水産担当課
	滝ノ下	〃
	船泊	〃
	化石浜	〃
	崩浜	〃
	相泊漁港	〃
	相泊	〃
	瀬石	〃
	トッカリムイ	〃
	昆布浜	〃
	北浜	〃
	岬町	〃
	海岸町	〃
	共栄町	〃
	本町	〃

対象番号	監視区域	監視担当部課
	礼文町	水産担当課
	松法町	〃
	知昭町	〃
	八木浜町	〃
	麻布町	〃
	春日町	〃
	幌萌町	〃
	峯浜町	〃

2. 非常監視及び警戒

巡視担当は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内の巡視を指示し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとする。

(1) 監視警戒時の留意事項

警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりとする。

- ア 裏法で漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- ウ 上端の亀裂又は沈下
- エ 堤防から水があふれる状況
- オ 水門の両袖又は底部より漏水と扉の締め具合
- カ 橋梁その他構造物と堤防の取り付け部分の異常

(2) 通報連絡事項

消防無線にて以下の事項について通報連絡の任務に当たるものとする。

- ア 潮位又は河川の水位の状況
- イ 水防施設物の異常の有無（水門等）
- ウ 道路・橋その他水防隊の出動に関係ある被害の状況
- エ その他必要と認められる事項

第3節 警戒区域

1. 警戒区域の設定

法第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

2. 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

3. 警戒区域設定の報告

前各2項の警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防機関の長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業及び工法

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

第5節 避難及び立ち退き

1. 避難及び立ち退きの指示

法第29条の規定により水防管理者が避難のため立ち退きを指示する場合には、北海道知事（根室振興局長）及び中標津警察署長に通知するものとする。

2. 警察の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し、避難のため立ち退きを指示するものとする。

警察官が立ち退きを指示する場合には、水防管理者に通知するものとする。

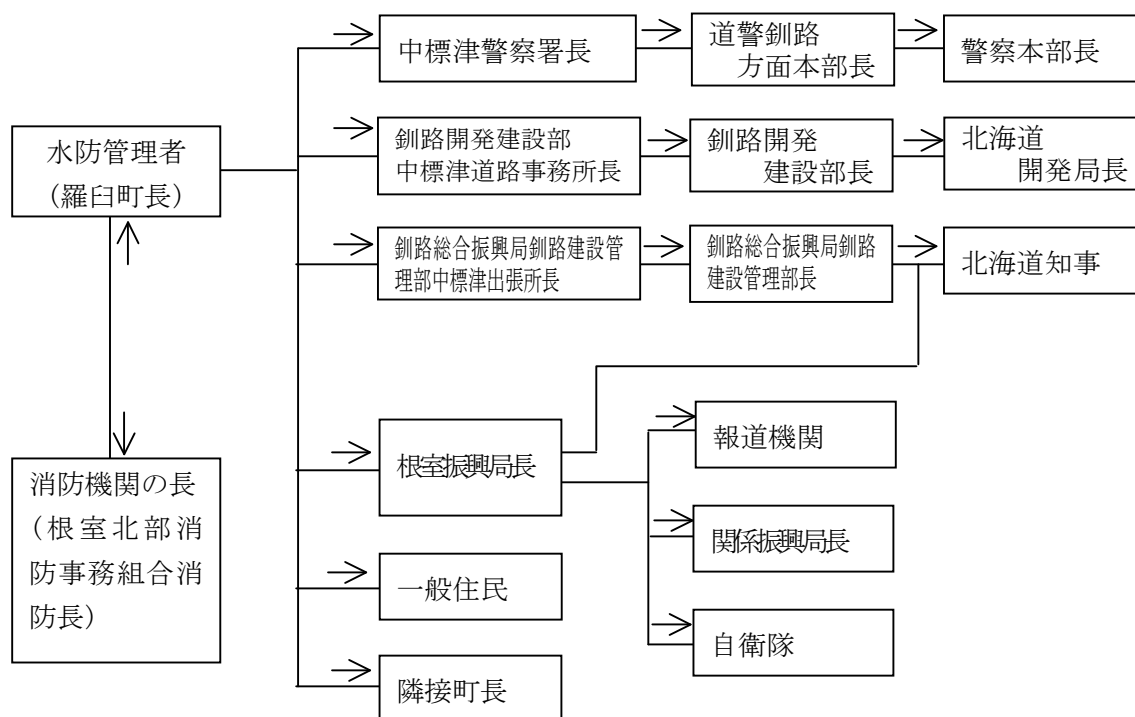
第6節 非常輸送

非常の場合の水防資機材、人員等の輸送は、羅臼町地域防災計画第5章第16節「輸送計画」によるものとする。

第7節 決壊通報

水防に際し、堤防等の施設が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長は直ちに次により通報するものとする。(法第25条)

【堤防等の決壊通報系統図】

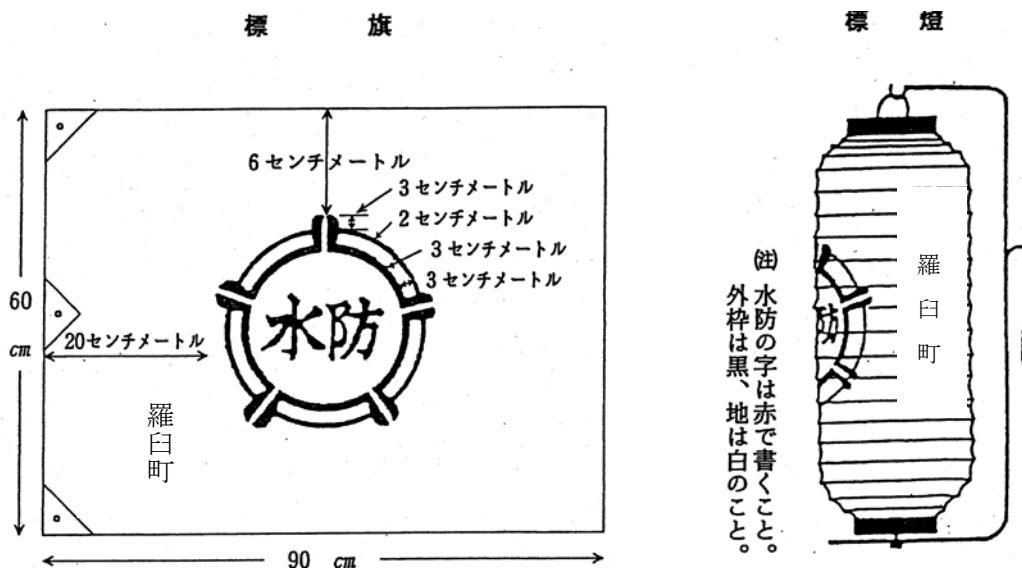


(注) 消防機関の長、消防団長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記系統図に準じ通報を行うものとする。

第8節 水防標識及び立入検査証

1. 水防標識

法第18条の規定により北海道知事の定めた水防のために出動する車両、舟艇等の標識は次のとおりとする。



2. 資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条第1項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は、次のとおりである。

表	裏
6cm	
<p>水防立入検査証</p> <p>所属</p> <p>役職</p> <p>氏名</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>水防管理者 羅白町長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>注 意</p> <p>1 本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。</p> <p>2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。</p> <p>3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。</p>
	9cm

第6章 公用負担及び公務災害補償

第1節 公用負担

1. 公用負担

法第28条の規定により、公用負担命令を行うときは別記様式1による公用負担命令票を交付して行うものとする。

- (1) 水防のため必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、木材、その他の資材の使用若しくは収用
 - ウ 建設機械その他運搬具又は器具の使用
 - エ 工作物その他障害物の処分
- (2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、またこれ等の者の命を受けた者は、別記様式2に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- (3) 公用負担の権限を行使する者は、別記様式1に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

別記様式1

<p>第 号</p> <p style="font-size: 1.2em;">公 用 負 担 命 令 票</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。</p> <p>1 目的物</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 所在地</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 名 称</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 種 類</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 数 量</p> <p>2 負担内容</p> <p style="margin-left: 20px;">(使用、収容、処分等について詳記すること)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">命令者 職 氏名</p>

(日本工業規格A4)

別記様式2

第	号
公用負担権限委任証	
住所	
職名	
氏名	
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。	
年 月 日	
委任者 氏名	

縦9cm 横6cm

2. 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条の規定により損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

1. 公務災害補償

公務災害補償は法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「北海道市町村消防災害補償等組合補償条例」(昭和32年2月13日条例第1号)の定めるところにより補償しなければならない。

第7章 水防報告

1. 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに根室振興局に報告するものとする。(法第47条)

- (1) 水防団及び消防の機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

2. 水防活動実施報告

水防管理団体は、水防活動が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、別記様式3による水防活動実施報告を翌月5日までに振興局長に2部提出するものとする。

別記様式3

水防活動実施報告書

(市町村名)

区分	水防活動 延人員	使用資材費			備考
		主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分前回迄	人	円	円	円	
月分					
累計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸田、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第8章 水防訓練

水防管理者は、水防団及び消防機関の職員並びに団員に対し、随時水防工法についての技能を習得せしめるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。

羅 白 町 水 防 計 画

沿 革 平成 2 2 年 1 2 月 羅白町水防計画作成

羅白町水防計画

平成 2 2 年 1 2 月発行

発行人 羅白町防災会議
事務局 羅白町総務企画財政課